

令和4年4月1日以降適用の技術者単価等の運用に係る特例措置について

青森県県土整備部では、令和4年4月1日以降公告するものから適用する労務単価及び技術者単価（以下「新技術者単価及び新労務単価」という。）を定めました。

これに伴い、県土整備部では、下記のとおり特例措置を定め取り扱うこととしたので、お知らせします。

記

1. 措置の内容

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、下記2に定める建設関連業務（以下「業務」という。）の受注者は、「建設関連業務委託約款」第57条の定めに基づき、令和3年度の技術者単価及び労務単価（以下「旧技術者単価及び旧労務単価」という。）に基づく契約を新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための委託料の変更の協議を請求することができます。

2. 対象業務

令和4年3月1日以降に契約を締結した業務のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して積算している業務が対象となります。

なお、対象となっている業務では、調査員から受注者へ当該特例措置の対象となっている旨を書面で通知します。

3. 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において $P_{\text{新}}$ 及び k はそれぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価及び新労務単価により積算された業務委託料対応額

k : 当初契約の落札率

4. 請求期限

調査員から対象受注者へ通知した日から14日以内とします。

5. その他

建設関連業務以外の業務委託のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して積算しているものは、各々の契約書の条項に基づき、建設関連業務と同様に新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

【担当】

青森県 県土整備部

整備企画課 技術管理グループ

TEL : 017-734-9645

Mail : seibikikaku@pref.aomori.lg.jp